

みうら美代子 通信

2018年夏号



交野市議会議員 みうら 美代子

【自宅】〒576-0033 交野市私市6-18-28 TEL・FAX:072-893-0199

<http://www.miura-miyoko.net/>

【議会】〒576-8502 交野市私部1-1-1 TEL:072-892-0121(代表)

みうら美代子

検索



大阪北部地震におきまして、被害にあわれた市民の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。未だに、屋根に覆われているブルーシートなどを見ると心が痛みます。また、時間とお金がかかる復旧作業のうえに、豪雨や台風の襲来、異常高温による熱中症対策も連日報道されるなか、あらゆる災害に対して不安な日々をお過ごしの方も多いと思います。今後は日頃からの防災・減災の取り組みをさらに推進し、市民の皆さまが安心して暮らせる街づくりのために全力で頑張らせてまいります！

みうら美代子の視点①

〈大阪北部を震源とした地震について〉

6月19日 交野市公明党市議団は、学校周辺及び通学路に設置されたブロック塀等の緊急点検を市長に要望しました!

【地震の概要】

- ◎6月18日(月)7:58発生 ◎マグニチュード6.1
- ◎震源地:大阪府北部/深さ13キロ
- ◎交野市震度5強(近隣市最大6弱)

【被害の状況(7月9日現在)】

- ◎人的被害 ケガ等2名/エレベーター閉じ込め4名
- ◎り災証明書の申請数:592件/発行件数:239件(一部損壊:238件、半壊1件)
- ◎割れた食器の受け入れ:138件 ◎崩落した壁や瓦等の受け入れ:33件
- ◎ブルーシート配布枚数:950枚 ◎学校関係・公共施設の壁等のひび割れや道路の亀裂など多数発生

【市の復旧対策(7月4日の本会議において)】

- 平成30年度交野市一般会計補正予算(第2号)総額約8,000万円緊急上程⇒可決
- ◎道路の災害復旧(700万円) ◎公立学校施設災害復旧(5,000万円)
- ◎ブロック塀等撤去・改修促進補助金(700万円) ◎その他

【耐震診断】詳しくは市役所へお問い合わせください。

- ①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された木造住宅は、交野市木造住宅耐震診断に対する補助制度があります。(※補助額:耐震診断に要する費用の9割、ただし45,000円が限度)
- ②耐震診断結果を受けて、基準値まで引き上げる改修工事などに対して、耐震改修または耐震シェルター設置にかかる補助制度があります。

【交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金制度の活用を!】詳しくは市役所へお問い合わせください。

地震等により道路に面したブロック塀等が倒壊すると歩行者に危険が及びます。さらに散乱したがれき等により避難や緊急車両の通行・災害復旧作業にも支障をきたす恐れがあります。このような被害を防ぐため、危険なブロック塀等の撤去・改修の促進を目的として費用の一部を補助する制度です。(※撤去上限10万円、改修上限20万円補助)



【防災情報】

①交野市総合防災マップ(保存版)は決めたところに置く

(※避難所を確認すること)

②交野市からの避難指示・避難勧告・避難命令が出れば、速やかに行動する

③防災無線を聞く

放送を聞き逃したときや、内容が聞きづらかった場合に電話で確認できる自動応答サービスをフリーダイヤルで行っています。



フリーダイヤル **0120-77-9990**

このフリーダイヤルは大阪府内からのみ接続が可能です。
大阪府外からは ☎072-810-5188 をご利用ください。
(通話料は発信者さまのご負担)

【大阪版被災住宅無利子融資制度】

住宅金融支援機構による受付がはじまりました。これは、「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成30年7月豪雨」により損壊した住宅の補修工事に対する無利子融資制度です。

■対象者 大阪府内の被災住宅の所有者または居住者で、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の「り災証明書」を交付されている方(賃貸事業を行う場合は対象外)

■対象工事 地震及び豪雨災害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事(屋根・外壁の修理等)

■融資条件 ①融資額:1被災住宅あたり200万円以内(全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内)
②返済期間:10年以内
③融資金利:0パーセント

※別途、各金融機関の融資審査が必要となります。

※融資契約の際には、大阪府が発行する「大阪版被災住宅無利子融資制度」に係る「利用確認書」が必要となります。



■お問い合わせ先 独立行政法人住宅金融支援機構 **0120-086-353**(通話無料)

みうら美代子の視点②

〈6月議会一般質問より〉

■公有財産の未利用地について

【質問】市内に処分可能な未利用地は引き続き積極的に処分していただくよう要望するが、処分できない土地もあり、今後も活用できず管理費ばかりが必要になっている。そこで、一定の条件のもとアドプト・プログラム等の手法を個人にも取り入れたらどうか？

【答弁】条件や規制等もあるが、個人も対象としたアドプト・プログラム等の手法の活用について検討する。

■その他、「障がい者施策について」「I型糖尿病について(小児糖尿病)」等、質問しました。



“かたの”の未来は、みうら美代子におまかせください!